

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十五号

学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年
広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「第五条の二」を「第六条」に改める。

(水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和四十六
年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第四中 「共同調理場(学校給食法
(昭和二十九年法律第百
六十号)第五条の二に規
定する施設をいう。)」
を 「共同調理場(学校給食法
(昭和二十九年法律第百
六十号)第六条に規定す
る施設をいう。)」
に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、
勤務時間その他の勤務条件に関する条例第三条第二項第三号の規定は、平成二十一年四月
一日から適用する。